【判示事項の要旨】

まは自殺したとの主張を排斥し、高齢の妻である被告人が殺害したと認定した事例

主 文

本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中120日を原判決の刑に算入する。 理 由

- 第1 本件控訴の趣意は、弁護人横山慶一作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用するが、論旨は事実誤認の主張であり、被告人は、被害者とされる夫を殺害してはおらず、被告人の捜査段階での自白には信用性がないのに、これを根拠に有罪認定した原判決には事実の誤認がある、というのである。
- 第2 そこで、記録を調査して検討すると、原判決は、(事実認定の補足説明)第2において、被告人の捜査段階の自白は、その供述する犯行の動機、内容の具体性・迫真性、内容の合理性及び自白に至る経過とその後の継続状況に照らし、十分信用でき、同時に、弁護人の主張する自白内容に対する疑問も、自白の信用性を左右するようなものでないとし、一方で、夫は自殺したものであるという被告人の原審公判での供述は、不自然不合理で、客観的状況とも矛盾し、到底信用できないと判断した上、被告人が被害者を絞殺した事実は優に認定できるとしているのであるが、原判決のこの判断、認定は、そのまま正当として是認できる。

ように、夫は自殺したという被告人の原審公判供述は、到底信用できるものではない。

所論は、原判決の判断を非難し、被告人が被害者を殺害したとするには 不自然な点、あるいは被害者が自殺したとしても不自然ではない点などを 主張するが、原判決の判断はいずれも是認でき、所論が主張する点は、根 拠を欠くものといえる。

第3 よって、控訴趣意は理由がないので、刑訴法396条により本件控訴を 棄却し、当審における未決勾留の算入につき刑法21条を適用して、主文 のとおり判決する。

平成16年1月14日

仙台高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官	松	浦		繁
裁判官	根	本		涉
裁判官	髙	木	順	子